

(身体障害者及び指定難病患者を支援対象とする)

指定障害者支援施設 指定共同生活援助事業所 指定障害福祉サービス事業所 (日中活動サービス)	}	管理者様
---	---	------

岐阜県身体障害者更生相談所長

地域リハビリテーション推進事業（施設等訪問相談事業）のご案内

平素、県の福祉行政にご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当所では身体に障がいのある方が地域において安全かつ充実した生活が送れるよう身体障害者福祉司（理学療法士）が皆様の所へお伺いし、相談・助言を行う施設等訪問相談事業を行っています。

今年度は指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（日中活動サービス）及び指定共同生活援助事業所（身体障害者及び障害者総合支援法で指定される難病患者を支援する事業所）を対象に実施しますので、実施を希望されます場合は別添の『リハビリテーション相談申込書』にご記入の上、6月30日（金）までに岐阜県身体障害者更生相談所宛に送付して下さい。

なお、日程の調整がつかない場合もありますので何卒ご承知おきいただきますようお願いいたします。

[内容]

- ① 補装具や福祉用具に関する相談・助言
- ② リハビリテーションに関する相談・助言
- ③ 介護方法等、職員に対する相談・助言 掲載

[費用等]

・無料(岐阜県へのお支払いはありません。)

※施設及び事業所様には、実施場所の提供、対象者の取りまとめ及び運営の補助(対象者の誘導や個別相談の時間調整等)についてご協力をお願いします。

[開催日時等]

・6月から11月までの月曜日、水曜日及び金曜日の午前10時～正午若しくは午後1時～3時の2時間程度。

[その他]

- ・相談申込書につきましては必ず相談内容をご記入下さい。
- ・感染対策のため会場内の換気、対象者のマスク着用にご協力下さい。
- ・補装具業者の派遣につきましては施設より依頼して下さい。

[申込方法等]

提出期限 令和5年6月30日（金）
提出先 メール又は郵送により申込書をご提出下さい。
岐阜県身体障害者更生相談所 担当：古川
〒502-0854 岐阜市鷺山向井 2653-18
Eメール c22201@pref.gifu.lg.jp
電話 058-231-9715